

昭和二十八年政令第二百六十六号

と畜場法施行令

内閣は、と畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）第四条第一項、第九条第一項第五号、第十一条第五項及び第十五条第三項の規定に基き、この政令を制定する。

（一般と畜場の構造設備の基準）

第一条 と畜場法（以下「法」という。）第五条第一項の規定による一般と畜場の構造設備の基準は、次のとおりとする。

一 係留所、生体検査所、処理室、冷却設備、検査室、消毒所、隔離所及び汚物処理設備並びに当該と畜場内において食肉（食用に供する内臓を含む。第五号において同じ。）の取引が行われ、かつ、都道府県知事（保健所を設置する市にあつては、市長。以下同じ。）が特に必要があると認めた場合には、取引室を有すること。

二 係留所には、生後一年以上の牛及び馬については一頭ごとに、その他の獸畜については適宜に、これを係留し、又は収容することができる区画が設けられており、かつ、その床は、不浸透性材料（石、コンクリートその他血液及び汚水が浸透しないものをいう。以下同じ。）で築造され、これに適当なこうばいと排水溝が設けられていること。

三 生体検査所は、次の要件を備えること。
イ 床は、不浸透性材料で築造されていること。
ロ 獣畜の計量及び保定に必要な設備が設けられていること。

ハ 法第十四条第一項の検査の事務に従事する者の手指及びその者が使用する器具の洗浄又は消毒に必要な設備が設けられていること。

ニ 洗浄又は消毒に必要な設備は、第八条第二項に規定する措置を講ずるために必要な数が適当な位置に設けられていること。

四 处理室は、次の要件を備えること。
イ と室、病畜と室、内臓取扱室及び外皮取扱室に区画され、各室に、直接処理室外に通ずる出入口が設けられていること。
ロ 床は、不浸透性材料で築造され、これに適当なこうばいと排水溝が設けられていること。
ハ 内壁は、不浸透性材料で築造されている場合を除き、床面から少なくとも一・二メートルまで、不浸透性材料で腰張りされていること。

ニ 十分に換気及び採光のできる窓が設けられていること。
ホ 内臓検査台、内臓処理台、内臓運搬具、と肉懸ちよう器及び計量器が備えられていること。

ヘ 獣畜のとさつ又は解体を行う者及び法第十四条第二項又は第三項の検査の事務に従事する者の手指並びにこれらの者が使用する器具の洗浄又は消毒に必要な設備が設けられていること。

ト 洗浄又は消毒に必要な設備は、法第九条に規定する措置及び第八条第二項に規定する措置を講ずるために必要な数が適当な位置に設けられていること。

チ 洗浄又は消毒に必要な温湯を十分に供給することができる給湯設備が設けられていること。

リ 飲用に適する水を十分に供給することができる給水設備が設けられていること。

五 冷却設備は、食肉を十分に冷却することのできるものであること。

六 検査室には、検査台その他検査に必要な器具が備えられ、かつ、給水設備が設けられていること。

七 消毒所には、獸畜の部分等であつて、病毒を伝染させるおそれがあると認められるものの消毒に必要な設備が設けられ、かつ、その床は、不浸透性材料で築造されていること。

八 隔離所には、隔離された獸畜の汚物及び汚水を消毒することができる設備が設けられており、かつ、その床は、不浸透性材料で築造されていること。

九 汚物処理設備は、次の要件を備えること。
イ 汚物だめ並びに血液及び汚水の処理設備を有すること。ただし、血液及び汚水を終末処理場のある下水道に直接流出させると畜場にあつては、血液及び汚水の処理設備を設けないことができる。
ロ 汚物だめ及び汚水だめは、処理室から適当な距離を有し、かつ、不浸透性材料で築造され、適當な覆いが設けられていること。
ハ 血液及び汚水の処理設備は、処理室から適当な距離を有し、かつ、血液及び汚水の淨化装置を有すること。

第二条 簡易と畜場の構造設備の基準

法第五条第一項の規定による簡易と畜場の構造設備の基準は、次のとおりとする。

一 処理室、検査所、消毒所及び汚物処理設備並びに生体検査及び隔離を行うために必要な敷地を有すること。

二 処理室は、次の要件を備えること。
イ 内臓及び外皮をそれぞれ各別に取り扱うことができるよう、適當な区画が設けられていること。
ロ 床は、不浸透性材料で築造され、これに適當なこうばいと排水溝が設けられていること。
ハ 十分に換気及び採光のできる窓が設けられていること。

三 検査所には、検査台及び給水設備が設けられていること。

四 飲用に適する水を十分に供給することができる給水設備が設けられていること。

五 汚物処理設備は、次の要件を備えること。
イ 汚物だめ並びに汚水だめ又は血液及び汚水の処理設備を有すること。ただし、血液及び汚水を終末処理場のある下水道に直接流出させると畜場にあつては、汚水だめ並びに血液及び汚水の処理設備を設けないことができる。

ロ 汚物だめ及び汚水だめは、処理室から適当な距離を有し、かつ、不浸透性材料で築造され、適當な覆いが設けられていること。

ハ 血液及び汚水の処理設備は、処理室から適当な距離を有し、かつ、血液及び汚水の淨化装置を有すること。

第三条 法第十条第二項において作業衛生責任者について法第七条第二項から第六項までの規定及び法第八条の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定 (第七条第二項)	読み替える字句 と畜場の衛生管理に関する 当該と畜場の衛生管理
読み替える法の規定 と畜場の衛生管理に関する 当該と畜場の衛生管理	読み替える字句 と畜場の衛生管理に関する 当該と畜場の衛生管理

イ 汚物だめ並びに血液及び汚水の処理設備を有すること。ただし、血液及び汚水を終末処理場のある下水道に直接流出させると畜場にあつては、血液及び汚水の処理設備を設けないことができる。

ロ 汚物だめは、処理室及び取引室から適當な距離を有し、かつ、不浸透性材料で築造され、適當な覆いが設けられていること。

ハ 血液及び汚水の処理設備は、処理室及び取引室から適當な距離を有し、かつ、血液及び汚水の淨化装置を有すること。

イ 床は、不浸透性材料で築造され、これに適當なこうばいと排水溝が設けられていること。

ロ 内壁は、不浸透性材料で築造されている場合を除き、床面から少なくとも一・二メートルまで、不浸透性材料で腰張りされていること。

ハ 十分に換気及び採光のできる窓が設けられていること。

ニ と肉懸ちよう器及びハンガーレールが備えられていること。

ホ 飲用に適する水を十分に供給することができる給水設備が設けられていること。

十一 その他都道府県（保健所を設置する市にあつては、市。以下同じ。）が条例で定める構造設備を有すること。

3 厚生労働大臣が法第十四条第五項の規定により行う事務は、第一項に規定する疾病的有無についての法第十四条第三項の規定による検査（前項第二号の厚生労働省令で定める疾病的有無についての検査にあつては、確認検査に限る。）とする。

4 前二項の規定にかかるわらず、確認検査（当該確認検査の結果の判断に係る部分を除く。以下この項において同じ。）を適確に実施するに足りる技術的能力を有すると厚生労働大臣が認める都道府県においては、前項の規定により厚生労働大臣が行うこととされている確認検査を都道府県知事が行うことができる。

（検査の申請）

第七条 法第十四条の規定による検査を受けようとする者は、厚生労働省令で定める事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

（検査の方法）

第八条 法第十四条の規定による検査は、望診、検温、触診、解剖検査、顕微鏡検査その他の必要な方法により行うものとする。

1 前項の検査の事務に従事する者は、清潔な器具を用い、必要に応じ、手指、器具等の洗浄又は消毒を行い、その他公衆衛生上必要な措置を講じなければならない。

（検印）

第九条 都道府県知事は、法第十四条第三項の規定による検査を行つたとき（同条第五項の規定により都道府県知事及び厚生労働大臣が検査を行つたときを含む。）は、厚生労働省令で定めるところにより、検査に合格した肉、内臓及び皮に検印を押さなければならない。

（畜検査員の資格）

第十条 法第十九条第一項に規定すると畜検査員は、獣医師でなければならない。

（施行期日）

1 この政令は、公布の日から施行する。

（屠畜取締の費用負担に関する件の廃止）

2 屠畜取締の費用負担に関する件（明治三十九年勅令第百七十二号）は、廃止する。

附 則（昭和四五年六月一〇日政令第一七六号）抄

この政令は、公布の日から施行する。

（施行期日）

1 この政令は、昭和四十六年六月二十四日から施行する。

附 則（昭和五九年三月一六日政令第三二号）抄

この政令は、昭和五十九年四月一日から施行する。

1 この政令は、昭和五十九年四月一日から施行する。

2 この政令の施行の際現に改正前のと畜場法施行令（以下「旧令」という。）第一条に規定する構造設備の基準に適合している一般と畜場であつて、その所在地が保健所を設置する市にあるものについては、昭和六十年三月三十一日までは、改正後のと畜場法施行令（以下「新令」という。）第一条の規定は、適用しない。この場合において、旧令第一条の規定は、なおその効力を有する。

3 この政令の施行前に旧令第三条第二号の規定により都道府県知事がした許可（当該許可に係る場所が保健所を設置する市にある場合に限る。）は、新令第三条第二号の規定により保健所を設置する市の長がした許可とみなす。

附 則（昭和六〇年七月一二日政令第二二二五号）抄

1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成九年一月一二日政令第三二二六号）

（施行期日）

1 この政令は、平成十年四月一日から施行する。ただし、第一条第四号ホ及び第二条第一号ニの改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この政令の施行の際現に改正前の第一条に規定する構造設備の基準に適合している一般と畜場であつて、牛又は馬のとさつ又は解体を行うものについては平成十二年三月三十一日まで、豚、めん羊又は山羊のとさつ又は解体を行うものについては平成十四年三月三十一日までは、改正後の第一条の規定は、適用しない。この場合において、改正前の第一条の規定は、なおその効力を有する。

附 則 (平成二年六月七日政令第三〇九号) 抄

(施行期日)

- 1 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則 (平成一四年一一月七日政令第三二九号) 抄

(施行期日)

- 1 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成一五年五月三〇日政令第二三七号)

(この政令は、公布の日から施行する。)

附 則 (平成一五年八月一日政令第三五〇号) 抄

(施行期日)

- 1 この政令は、平成十五年四月一日から施行する法律の施行の日（平成十五年八月二十九日）から施行する。

附 則 (平成一五年一二月一〇日政令第五〇五号) 抄

(施行期日)

- 1 この政令は、食品衛生法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第一条から施行する。

附 則 (平成一五年一二月一〇日政令第五〇五号) 抄

(施行期日)

- 1 この政令は、食品衛生法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成十六年二月二十七日）から施行する。